

平成 18 年 8 月 31 日

金融庁総務企画局企画課 御中

全国銀行協会

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用に関する法律施行令の一部を改正する政令案」、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の提出について

今般、当協会では、平成 18 年 8 月 2 日に公表された標記案に対する意見を下記のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 施行日について

政省令の施行日は、案どおり平成 19 年 1 月 4 日としたうえで、速やかに政令を公布願いたい。

- 金融機関では、本政省令の施行を受けた実務対応を行うにあたって、ホストコンピュータおよび A T M のシステム対応、事務手続の整備と行員への教育、お客様への周知等のために相当の準備期間を要することから、平成 19 年 1 月 4 日の施行を前提にすでにそれらの準備作業に着手している。ついては、政省令の施行日は、案どおり平成 19 年 1 月 4 日としていただきたい。
- また、お客様への周知は、施行日・内容が確定する政省令公布後となることから、十分な周知期間を確保するため、速やかに政令を公布願いたい。

2. 周知・啓蒙について

本政省令の施行について、金融サービスの利用者に対して政府として十分な周知・啓蒙活動（例えば、ポスター・チラシ、テレビ・ラジオ・雑誌広告・車内広告、インターネットのバナー広告等によるもの。外国人向けの外国語によるものを含む。）をお願いしたい。

- 振込等の金融サービスは、国民生活の基盤をなすものであって、本政省令の施行について、金融サービスの利用者には十分な理解が得られなければ、国民生活の混乱を招きかねない。

- 例えば、本人確認の敷居値の引き下げを知らなかった利用者が、店頭で本人確認書類を呈示することができないがために、予定していた期日に振込を完了できず、商取引上の重要な決済が不能となるケースが生じるなどの懸念がある。
- また、金融機関が店頭で利用者に対して本人確認の協力を求める上でも、本人確認法の目的であるテロ資金供与防止等の公益について、国民に広く理解されていることが不可欠の前提であり、国民の十分な理解がない中での金融機関による利用者への説明には自ずと限界がある。
- したがって、本政省令の施行について、金融サービスの利用者に対して政府として十分な周知・啓蒙活動(例えば、ポスター・チラシ、テレビ・ラジオ・雑誌広告・車内広告、インターネットのバナー広告等によるもの。外国人向けの外国語によるものを含む。)をお願いしたい。

以 上